

厚生労働大臣の定める掲示事項

2025年6月1日

当院は、保険医療機関として次のような施設基準により医療サービスを提供しています。

稼働病床数 104床（一般病床 64床、療養病床 40床）

（１）入院基本料に関する事項

○療養病棟入院基本料 1

【1階病棟 40床】

当病棟では、1日に6人以上の看護職員と6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの看護職員及び看護補助者の1人あたりの受け持ち患者数は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時30分まで、看護職員：10人以内、看護補助者：10人以内です。
- ・ 16時30分～ 0時00分まで、看護職員：40人以内、看護補助者：40人以内です。
- ・ 0時00分～ 8時30分まで、看護職員：40人以内、看護補助者：40人以内です。

○障害者施設等入院基本料 10対1入院基本料

【2階病棟 44床】

当病棟では、1日に14人以上の看護職員と5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの看護職員及び看護補助者の1人あたりの受け持ち患者数は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時30分まで、看護職員： 5人以内、看護補助者：14人以内です。
- ・ 16時30分～ 0時00分まで、看護職員：22人以内、看護補助者：44人以内です。
- ・ 0時00分～ 8時30分まで、看護職員：22人以内、看護補助者：44人以内です。

○緩和ケア病棟入院料 2

【緩和ケア病棟 20床】

当病棟では、1日に9人以上の看護師が勤務しています。

なお、時間帯ごとの看護職士の1人あたりの受け持ち患者数は次のとおりです。

- ・ 8時30分～16時30分まで、看護師： 4人以内です。
- ・ 16時30分～ 8時30分まで、看護師：10人以内です。

(2) 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

(3) 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

① 入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、医師の指示の下、管理栄養士が、年齢、病状によって適切な栄養量と内容の食事が提供できるよう管理し、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

② 基本診療料の施設基準等に係る届出

療養病棟入院基本料1、在宅復帰機能強化加算、障害者施設等入院基本料（10対1入院基本料）、特殊疾患入院施設管理加算、療養環境加算、医療安全対策加算2、後発医薬品使用体制加算1、入退院支援加算2、緩和ケア病棟入院料2、医療DX推進体制整備加算

③ 特掲診療料の施設基準に係る届出

がん性疼痛緩和指導管理料、医療機器安全管理料1、検体検査管理加算（Ⅱ）、CT撮影およびMRI撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）、廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）、運動器リハビリテーション料（Ⅱ）、人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）、導入期加算1、透析液水質確保加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、慢性維持透析濾過加算、慢性腎臓病透析予防指導管理料、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料43、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算

(4) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

（詳細は別掲：「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行」について）

(5) 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用に伴う室料差額、病衣貸与料、おむつ代、各種診断書・証明書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

（詳細は別掲：保険外負担料金表、室料差額のご案内、診断書・証明書等交付料金表）